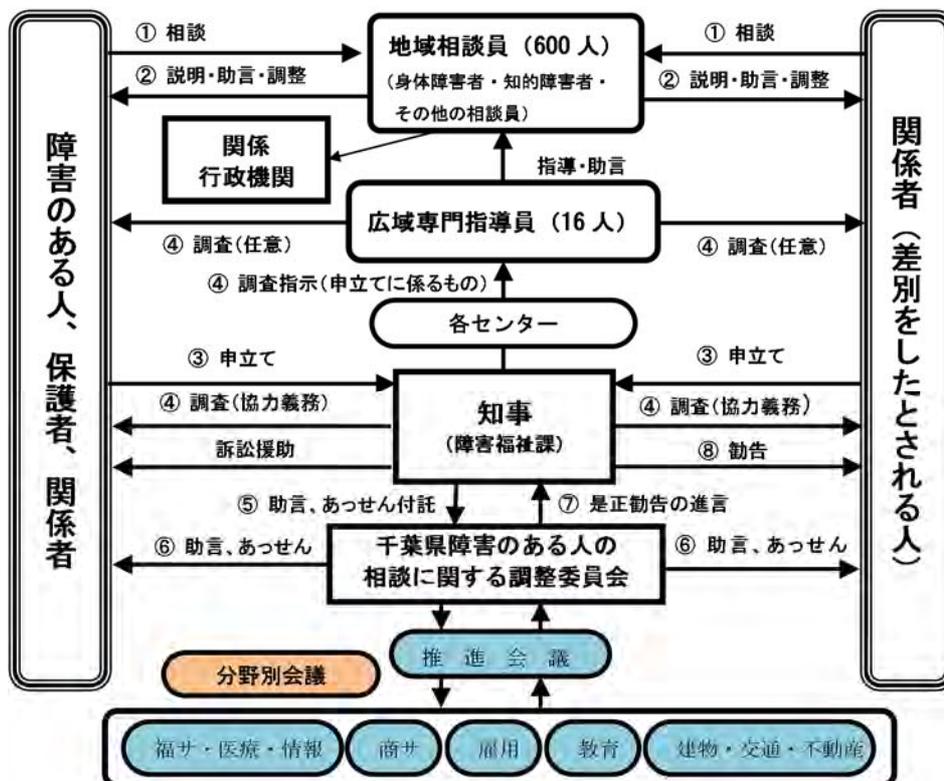


■ 条例に基づく個別事案解決の仕組みと流れ



3. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業準備会

(1) 設置根拠

条例に基づき設置された「障害のある人の相談に関する調整委員会」を障害者差別解消支援地域協議会として活用

(2) 構成メンバー (20名)

委員区分	所属及び職名
障害者団体	(福) 愛光常務理事
	(福) 千葉県聴覚障害者協会理事長
	(福) 千葉県身体障害者福祉協会理事長
	千葉県手をつなぐ育成会会長
	(NPO) ぴあ・さぼ千葉理事長
	千葉市精神障害者家族会千花会副会長
	千葉県自閉症協会監事
	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人
県議会議員	自由民主党(浦安市)
	民主党(君津市)
	公明党(松戸市)
福祉関係	(福)まつど育成会統轄施設長
	(福)彩会理事長

医療関係	千葉県医師会副会長
教育関係	千葉県小学校長会事務局長(元八街市実住小学校長)
	元 千葉県立千葉豊学校長
雇用関係	株式会社舞浜コーポレーション
	株式会社千葉興業銀行人事部長
弁護士	弁護士（藤岡・合間法律事務所）
学識経験者	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

	期日	議題
第1回	平成26年10月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 体制整備事業の進め方等について
第2回	平成27年2月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告会の報告について ・ 地域協議会体制整備事業最終報告について ・ 障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについて
第3回	平成27年2月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会体制整備事業最終報告(案) 「障害者差別解消法と千葉県条例の役割」について ・ 差別解消法施行に向けた今後の進め方(案)について

(2) モデル会議等における課題の把握

① 地域協議会と県障害者条例に基づく機関との関係の整理

差別事案の解決を担う地域協議会(調整委員会)と広域専門指導員との情報交換の機会を設け、困難事例などの具体的な対応方法等について検討した。モデル会議では、調整委員会の委員と広域専門指導員の協議会をもち、連携・協力体制を強めるべきではないか。また、千葉県人権施策推進委員会(人権委員との連携)、千葉県総合支援協議会(障害者計画策定)等と連携するべきであるといった意見が出された。

② 紛争解決・相談体制における県と市町村との関係の整理

個別事案の相談・通報の受付窓口のあり方や県と市の役割分担、差別事案に関する調整活動や養護者による虐待事案に係る事案終了後の当事者に対する市町村の支援について、条例に基づく広域専門指導員の協力のあり方や地域相談員活動のあり方について検討した。

これに対し、差別解消法の業務を市町村虐待防止センターにも担ってもらい、広域や地域相談員を参加させてはどうか。また、相談窓口を整理し、例えば、市(町村)の虐待相談センターと差別解消相談窓口の一本化等、障害のある人やその家族等にとって利用しやすく分かりやすい体制とするべきではないかといった意見が出された。

③ 障害者差別解消法の周知と合わせた条例の周知啓発

障害者差別解消法の周知と合わせて、障害者差別に関する教育機関等を含めた県民に対する有効な啓発・広報の方法を検討した。これについては、法施行前に、内閣府主催(千葉県共催)一般向けのキックオフイベントを土日や祝日に行ってはどうか。また、県HPを利用して法施行時に周知・啓発を行うとともに、県民だよりや新聞等や世界人権デーに併せて広報するべきではないかといった意見が出された。

事例5：湘南西部圏域

1. 湘南西部圏域の概況

人口：587,904人（H26.12 現在推計人口）

面積：253.27 km²（構成市町の合計値）

構成市町：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	湘南西部	全国
身体障害者手帳	17,858人	525.2万人
療育手帳	4,080人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	3,878人	75.1万人

※ 構成市町の合計値

2. 湘南西部圏域の現状と課題

（1）障害者差別の解消等に関する取組状況

神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域（以下、湘南西部圏域という。）では、神奈川県・圏域を構成する市町（以下、圏域市町という。）ともに障害者差別の解消に関する条例等を制定しておらず、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法という。）の施行に合わせ、障害者差別の解消等に関する取組を進めることとなっている。

現時点では、圏域市町の障害福祉担当部署や委託相談支援事業所等において障害者差別と思われる事案に関する相談に応じているほか、障害者総合支援法に基づく「自立支援協議会」や、障害者虐待防止法に基づく「虐待防止ネットワーク」等において障害者の権利擁護をテーマとした協議が行われている事例はあるものの、障害者差別に焦点を当てた取組は緒に就いた段階といえる。

（2）広域型地域協議会設置の必要性

圏域市町においては、近年の障害者施策を取り巻く法制度の創設・改正への対応に追われている状況であり、差別解消法の施行準備についても、共通的な事項は広域で対応することにより効率化を図ることが求められていた。また、障害者差別の解消に資する取組についても、市町が単独で行うよりも広域で進める方がスケールメリットを期待できることから、湘南西部圏域という広域での地域協議会（以下、広域型地域協議会という。）をモデル的に立ち上げることとした。

3. 障害者差別解消支援地域協議会モデル会議

湘南西部圏域においては、これまで特に障害者差別の解消に資する取組が行われておらず、また広域型地域協議会を検討していたことから、障害者総合支援法に基づき設置されていた「湘南西部圏域自立支援協議会」（以下、圏域自立支援協議会という。）の枠組みを活用してモデル的な地域協議会を立ち上げることとした。

(1) 設置根拠

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議開催までの事前調整

広域型地域協議会を設置するため、モデル会議を円滑に開催するため、事前に次の調整を進めた。

(圏域内市町との調整)

圏域市町においては、差別解消法の施行に向けた準備が必要との認識は共有されていたものの、取り組むべき事項や進め方等については検討段階であった。そのため、電子メールや電話等で協議した結果、暫定的な事務局機能を平塚市に置くこととし、平塚市が圏域の市町へ出向き差別解消法の概要説明と広域型地域協議会の設置に関する意見交換を行った。その際、重点的に協議したポイントは次のとおり。

- ・ 広域型地域協議会の設置による圏域市町の協議会業務軽減
- ・ 職員対応要領の共通素案作成と合同ヒアリングの実施
- ・ 共通的な相談体制の検討
- ・ 広域的な対応が必要な相談事案への対応スキーム検討

障害者差別解消法・湘南西部圏域モデル協議会 構成員名簿

委員区分	所属及び職名
障害福祉事業者	(福) 素心会総括管理室長
	(特非) 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会ほっとステーション平塚施設長
	(特非) 総合福祉サポートセンターはだの障害福祉なんでも相談室長
	(特非) 伊勢原市手をつなぐ育成会地域作業所ドリーム所長
	(福) かながわ共同会秦野精華園長
就労支援関係	平塚公共職業安定所専門援助部門総括職業指導官
	障がい者就業・生活支援センターサンシティ
教育関係	神奈川県立平塚盲学校
	神奈川県立平塚ろう学校
	神奈川県立湘南養護学校
	神奈川県立伊勢原養護学校
	神奈川県立秦野養護学校
障害者団体	(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター
	秦野市手をつなぐ育成会
	地域活動支援センターすみれ
社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会
	秦野市社会福祉協議会
	伊勢原市社会福祉協議会

行政関係	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課
	平塚市障がい福祉課
	秦野市障害福祉課
	伊勢原市障害福祉課
	大磯町町民福祉部福祉課
	二宮町健康福祉部福祉課
県機関	平塚児童相談所
	平塚保健福祉事務所
	平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課
自立支援協議会	平塚市自立支援協議会
	秦野市障害者支援委員会
	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会
	二宮町・大磯町自立支援協議会
	湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター

(神奈川県との調整)

神奈川県に対しては、管内である湘南西部圏域において、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を設置する方向について理解を求めるとともに、圏域自立支援協議会の事務局となっている湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との協働について意見交換した。

また、神奈川県としては県内唯一のモデル会議となることから、広域的な課題への対応だけでなく、県内他市町村に対する情報提供ノウハウの蓄積などを目的として、障害福祉課長が参加することとなった。

(湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との調整)

湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所に対しては、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を立ち上げることの報告と、事務局機能の協働を要請し、承諾を得た。

具体的には、開催の年度計画を共同で検討した後、会場確保は地域協議会側で行い、開催通知や資料はそれぞれで準備した上で発送業務は自立支援協議会側が一括して行うほか、当日の会場設営は合同で行い、事務局機能はそれぞれが独立して行うこととした。また、モデル会議の中間報告会や差別解消法の事業者向け説明会などは、協働により開催し、広く圏域の関係者へ周知することとした。

(圏域自立支援協議会構成員との調整)

圏域自立支援協議会構成員に対しては、今年度が改選期だったため構成員の継続意向確認を文書で行ったタイミングを捉え、差別解消法及び地域協議会の概要を説明する資料、さらには湘南西部圏域においては広域型地域協議会を立ち上げる方向であり、その際には圏域自立支援協議会の枠組み活用が有力である旨の協力要請文書を同封した。また、平成27年度第1回の圏域自立支援協議会開催通知にも同内容の文書を同封し、再度の協力要請を行った。

(2) モデル会議等の開催経過

以上の調整を踏まえ、平成 27 年 7 月 22 日（水）に、第 1 回の広域型地域協議会を開催することとなった。主な議題は次のとおり。

- 障害者差別解消法、障害者差別解消支援地域協議会の概要について
- 湘南西部圏域におけるモデル協議会の設置について
- 会長・副会長の選任について
- ワーキングチームの設置について
- 今後のスケジュールについて

今後は、10 月に第 2 回、平成 28 年 2 月に第 3 回の開催を予定。平成 27 年度中については、以下を主な議題として想定。

- ・ 職員対応要領（素案）に関する意見交換
- ・ 障害者差別、差別解消に資する取組みの実態把握に資するアンケート・ヒアリング項目の検討
- ・ 障害者差別と思われる事案へ対応する相談体制に関する意見交換

なお、各回はいずれも圏域自立支援協議会の枠組みを活用しており、たとえば 13 時から 15 時を圏域自立支援協議会、その後 15 分程度の休憩時間を挟み、構成メンバーを入替（増員）した後、15 時 15 分から 16 時 45 分までを広域型地域協議会として開催するなどの運用としている。